

政令第三百四十号

関税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第二項から第五項まで及び第五十条の規定、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十八条の規定、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項ただし書、同条第六項及び同法第七条の六第五項において準用する同法第七条の三第四項、同法第七条の三第七項（同法第七条の五第二項、第七条の六第六項及び第七条の八第三項において準用する場合を含む。）、第七条の五第一項第一号、第七条の六第一項第一号及び第二項ただし書、第七条の八第一項、第二項、第四項及び第五項、第七条の九第三号、第八条の六、第八条の七並びに第九条第二項の規定並びに経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成二十六年法律第一百二号）第二条第一号、第三条第一項及び第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項第二号中「又は環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」を「

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」に、「をいう。以下」を「又は経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定をいう。以下」に改める。

(関税暫定措置法施行令の一部改正)

第二条 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二に次の一号を加える。

十七 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「欧州連合協定」という。）

第十条の四第三項中「第七条の六第一項第一号及び第二項ただし書並びに同条第五項」を「第七条の六第五項」に、「第七条の六第一項又は第二項」を「第七条の六第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「環太平洋包括的及び先進的協定の」を「次に掲げる経済連携協定の」に、「環太平洋包括的及び先進的協定が」を「それぞれ当該経済連携協定が」に改め、同項に次の各号を加える。

一 環太平洋包括的及び先進的協定

二 欧州連合協定

第十条の四中第二項を第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 法第七条の六第一項第一号に規定する政令で定める日は、同項に規定する豚肉等であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。

一 環太平洋包括的及び先進的協定

二 欧州連合協定

5 法第七条の六第二項ただし書に規定する政令で定める日は、同項に規定する生きている豚又は豚肉等であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。

一 環太平洋包括的及び先進的協定

二 欧州連合協定

第十条の四第一項中「第七条の三第一項ただし書及び同条第六項」を「第七条の三第六項」に改め、「（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第七条の三第一項ただし書に規定する政令で定める日は、法の別表第一の六の各項に掲げる物品であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。

一 環太平洋包括的及び先進的協定

二 欧州連合協定

第十四条第一項中「この項、第四項及び第五項」を「この条」に改め、同条第二項中「同項に規定する各年ごと」を「同項ただし書に規定する各年」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、同条第一項ただし書の経済連携協定の我が国以外の締約国に当該締約国を原産地とする同表に掲げる物品について当該数量により難い特別の事情がある国又は地域を含む場合には、同表に掲げる物品の統計計上数量を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した同条第四項ただし書に規定する各年の数量とする。

第十六条中「輸入割当ての実績その他の事項を勘案して」を削る。

第十八条第二項中「は、」の下に「同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の」を加え、「（次項において「統計計上数量」という。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、同項第一号の経済連携協定の我が国以外の締約国に当該締約国を原産地とする同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉について当該数量により難い特別の事情がある国又は地域を含む場合には、同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の貿易統計に計上される数量（以下この項及び次項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。

第十八条第三項中「第十条の四第二項」を「第十条の四第三項」に改める。

第十九条第二項中「、貿易統計に計上される」を「、同条第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等の貿易統計に計上された月ごとの」に、「及び第四項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これ」を「において同じ。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同条第一項第一号の経済連携協定の我が国以外の締約国に当該締約国を原産地とする同項又

は同条第二項に規定する生きている豚又は豚肉等についてこれらの数量により難い特別の事情がある国又は地域を含む場合には、同条第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等の貿易統計に計上される数量（以下この項及び第四項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量又は統計計上数量を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した数量とする。

第十九条第四項中「第十条の四第三項」を「第十条の四第四項及び第五項」に改める。

第十九条の二ただし書中「別表第一の三十六の項」を「以下この条並びに別表第一の三十六の項及び四十三の項」に、「限る」を「限るものとし、欧州連合協定の効力発生の日の属する年度（以下「欧州連合協定発効年度」という。）の初日から起算して四年を経過した日以後においては、同表の三十八の項の下欄に掲げる物品にあつては、課税価格が基準価格以上のものに限る」に改める。

第十九条の四中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、別表第一の三十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「欧州連合協定適用牛肉」という。）に係る法第七条

の八第一項に規定する政令で定める期間について準用する。この場合において、第一項第一号中「合計輸入数量」とあるのは「別表第一の三十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この項及び次項第四号において「欧州連合協定適用牛肉」という。）の輸入数量」と、同項第二号及び第三号中「合計輸入数量」とあるのは「欧州連合協定適用牛肉の輸入数量」と、前項中「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」とあるのは「欧州連合協定発効年度」と、同項第四号中「合計輸入数量」とあるのは「欧州連合協定適用牛肉の輸入数量」と読み替えるものとする。

第十九条の四に次の一項を加える。

5 前項の規定は、別表第一の四十一の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（第十九条の七第三号において「欧州連合協定適用ホエイ」という。）に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間について準用する。

第十九条の六に次の一号を加える。

三 欧州連合協定 欧州連合協定に定められた税率

第十九条の七に次の一号を加える。

三 欧州連合協定 欧州連合協定適用牛肉又は欧州連合協定適用ホエイであつて、農林水産大臣が欧州

連合協定の規定に基づき欧州連合協定に定められた条件に該当するものと認めて告示したもの

第十九条の八第一項中「又は環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉又は欧州連合協定適用牛肉」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第十四条第二項の規定は、別表第一の四の項から二十三の項まで、三十六の項、三十八の項、三十九の項及び四十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品に係る法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を算出する場合における同条第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の輸入数量について準用する。この場合において、同表の四の項から二十三の項までの下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、第十四条第二項中「とする。」とあるのは、「と環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国に



ついで効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。」との合計数量とする。」と読み替えるものとし、同表の三十八の項及び三十九の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、同条第二項中「とする。」とあるのは、「と欧州連合を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（欧州連合協定の効力発生の日前の期間に係るものに限る。）との合計数量とする。」と読み替えるものとする。

第十九条の九中「二十六の項」の下に「又は四十二の項」を加え、「同項」を「当該各項」に改める。第十九条の十第一項中「とする」を「又は欧州連合協定適用牛肉とする」に改め、同条第三項の表以外の部分中「かかわらず」の下に「、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉については」を加え、「において」を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の規定は、欧州連合協定適用牛肉について準用する。この場合において、同項中「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」とあるのは、「欧州連合協定発効年度」と読み替えるものとする。

第十九条の十一中「環太平洋包括的及び先進的協定の付録に定められた」を「次の各号に掲げる経済連携協定に依り、当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 環太平洋包括的及び先進的協定 環太平洋包括的及び先進的協定の付録に定められた税率
- 二 欧州連合協定 欧州連合協定に定められた税率

第三十一条の二を次のように改める。

(加工又は修繕の指定)

第三十一条の二 法第八条の七に規定する政令で定める加工又は修繕は、次の各号に掲げる経済連携協定に応じ、当該各号に定める加工又は修繕とする。

- 一 環太平洋包括的及び先進的協定 環太平洋包括的及び先進的協定第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）第B節（内国民待遇及び物品の市場アクセス）第二・六条3(a)又は(b)（修理及び変更の後に再輸入される製品）に規定する作業又は工程

二 欧州連合協定 欧州連合協定第二章（物品の貿易）第B節（内国民待遇及び物品の市場アクセス）

第二・九条4(a)から(c)まで（修理及び変更の後に再輸入される製品）に規定する作業又は工程

第三十二条第二項第三号中「の調製粉乳」の下に「又は調製液状乳」を加える。

別表第一の二十四の項中「次項」を「以下この表」に改め、同表の三十の項から三十二の項までの規定

中「財務省令」を「少なくとも一の外面の単板が財務省令」に改め、同表の三十六の項中「豚肉（」を「豚肉のうち」に改め、「に限る。」）を削り、同表に次のように加える。

三十七	欧州連合協定	関税率表第〇二・〇一項、第〇二・〇二項、第〇二〇六・一〇号の一及び第〇二〇六・二九号の一に掲げる物品
三十八	欧州連合協定	豚肉
三十九	欧州連合協定	豚肉調製品
四十	欧州連合協定	その他のホエイのうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の二十五%未満のもの
四十一	欧州連合協定	その他のホエイのうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の二十五%以上四十五%未満のもの
四十二	欧州連合協定	関税率表第〇八〇五・一〇号の二に掲げる物品のうち毎年十二月一日から翌年三月三十一日までに輸入申告がされるもの
四十三	欧州連合協定	課税価格が基準価格未満の豚肉のうち欧州連合協定発効年度の初日から

起算して四年を経過した日以後に輸入申告がされるもの

(国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部改正)

第三条 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和五十五年政令第三百号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「いう。」の下に「又は経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の附属書十第二編第B節5(a)に掲げるサービス」を加える。

(経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部改正)

第四条 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令(平成十七年政令第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第七条の七第一項」を「第七条の三第一項ただし書」に改め、同条第三項中「。別表第一の九の項(二九)において同じ」を削り、同条第十項中「物品並びに」を「物品、」に改め、「(二六)」の下に「に掲げる物品並びに同表の十の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる同項(二)、(七)及び(一三)」を加え、同条第十一項中「物品」の下に「及び同表の十の

項の中欄に掲げる経済連携協定の効力発生の日の属する年度の初日から起算して十七年を経過した日以後に当該経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる同項（五）に掲げる物品」を加える。

別表第一の九の項（六）中「（七）において」を「以下」に改め、同項（七）中「のものをいう」の下に「。次項（四）において同じ」を加え、同項（九）中「超えるものに限る」の下に「。次項（五）において同じ」を加え、同項（一二）中「（一三）において」を「以下」に改め、同項（一四）中「（一五）において」を「以下」に改め、同項（一六）中「（一七）において」を「以下」に改め、同項（二九）中「のうち、環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づき環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国からの産品とされるもの」を削り、同表に次のように加える。

十	経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定	（一） 関税率表第〇四〇二・一〇号から第〇四〇二・二九号までに掲げる物品（関税割当制度に関する政令別表第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二一号及び第〇四〇二・二九号の項で定める数量以内のもの、同表第〇四〇二・一〇号及び第〇四〇二・二一号の項で定める数量以内のもの並びに飼料用のものを除く。）、関税率表第〇四〇
---	--------------------------	---

---

---

二・九九号の一の(二)及び二に掲げる物品、関税率表第〇四〇三・九〇号の一に掲げる物品（バターミルクパウダーその他の固形状の物品に限る。）並びに関税率表第〇四・〇五項に掲げる物品（同令別表第〇四〇五・一〇号及び第〇四〇五・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のものに限る。）のうち、機構輸入品以外のもの

(二) 関税率表第〇四〇二・二一号の一に掲げる物品のうち機構輸入品以外のもので、チョコレート原料として使用するもの

(三) 関税率表第〇四〇二・九一号の一の(二)及び二に掲げる物品のうち関税割当制度に関する政令別表第〇四〇二・九一号の項で定める数量以内のもの以外のもので、常温（おおむね一度から三二度までをいう。）において液状であるもの

(四) 無機質濃縮ホエイ、ホエイパーミエイト及び乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ（関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げる

---

---

---

---

物品（機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ並びに関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号の項で定めるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので関税暫定措置法施行令第一条に規定する配合飼料の製造に使用するものに係る数量以内のものを除く。）及び関税率表第〇四〇四・九〇号の一に掲げる物品（関税割当制度に関する政令別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項で定める数量以内のものを除く。）のうち、砂糖を加えたもの並びに同令別表第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項で定める

---

---

---

数量以内のもの以外のもので、乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するものをいう。）

- (五) 関税率表第〇四〇六・一〇号に掲げる物品（脂肪分が全重量の四・五％未満のクリームチーズを除く。）、関税率表第〇四〇六・二〇号の一、第〇四〇六・三〇号及び第〇四〇六・四〇号に掲げる物品並びに関税率表第〇四〇六・九〇号に掲げる物品（ソフトチーズ（無脂肪ベースでの全重量のうち占める水分の割合が、ソフトチーズに指定するための基準としてコーデックスのチーズの一般規格（CODEX STANDARD 二八三―一九七八）7・1・1に定める基準を超えるものに限る。）に限る。）のうち、関税割当制度に関する政令別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもの

- (六) 煎っていない麦芽及び煎った麦芽
-



---

---

(七) 関税率表第一一〇八・一二号から第一一〇八・二〇号まで、第一九〇一・二〇号の一の(二)のDの(b)及び第一九〇一・九〇号の一の(二)のDの(b)に掲げる物品のうち、関税割当でん粉以外のもの

(八) 関税率表第一七〇一・一二号の二、第一七〇一・一四号の二、第一七〇一・九一号及び第一七〇一・九九号に掲げる物品、関税率表第一七〇二・九〇号の一に掲げる物品(分蜜糖に限る。)、同号の二に掲げる物品(分蜜糖のものに限る。)、同号の五の(二)のAに掲げる物品並びに関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のAに掲げる物品(分蜜糖のものに限る。)のうち、農林水産省令で定める基準及び条件を満たしていることを証明する製品の試験及び開発に関する農林水産大臣の証明書が添付されたもの

(九) 関税率表第一七〇一・一三号、第一七〇一・一四号の一の(二)、第一八〇六・一〇号の一、第一九〇一・九〇号の二の(一)のAの(b)、第

---

---

---

---

二〇〇五・四〇号の一の(二)、第二〇〇五・五一号の一の(二)、第二〇〇五・九九号の一の(一)のB及び第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のIIに掲げる物品、同号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のIIIの(I)に掲げる物品(小売用の容器入りにしたもの(容器とも的一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。))を除く。))並びに同号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のIIIの(II)に掲げる物品(砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のものに限る。))

(一〇) 関税率表第一七〇二・三〇号の二、第一七〇二・四〇号の二、第一七〇二・六〇号の二及び第一七〇二・九〇号の五の(二)のBの(c)に掲げる物品

(一一) 関税率表第一七〇二・九〇号の二に掲げる物品(分蜜糖のものを除く。)、関税率表第一九〇一・二〇号の二の(三)のAの(b)に掲げる物品(米粉調製品及び小麦粉調製品を除く。)、関税率表第一九

---

---

---

〇一・九〇号の二の(一)のAの(a)に掲げる物品（各成分のうち砂糖の重量が最大のもの以外のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）、同号の二の(三)のAの(b)に掲げる物品（米粉調製品及び小麦粉調製品を除く。）、関税率表第二一〇一・一二号の一の(一)及び二の(二)のAの(b)並びに第二一〇一・二〇号の二の(二)のAの(b)に掲げる物品、関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のイ及びハの(イ)に掲げる物品（各成分のうち砂糖の重量が最大のものに限る。）並びに同号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のIに掲げる物品

(一二) 関税率表第一八〇六・二〇号の二の(二)に掲げる物品のうち関税割当制度に関する政令別表第一八〇六・二〇号の項で定める数量以内のもの以外のもの

(二三) (一二)に掲げる物品で、チョコレート原料として使用する

---

---

---

もの

(二四) 混合物及び練り生地等（関税率表第一九〇一・二〇号の二の二のAに掲げる物品、同号の二の三のAに掲げる物品（小麦粉調製品に限る。）及び同号の二の三のBに掲げる物品（小売用の容器入りにしたもの（容器とももの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）を除くものとし、小麦粉調製品に限る。）をいう。）

(二五) 関税率表第一九〇一・九〇号の二の二のAの(a)に掲げる物品（各成分のうち砂糖の重量が最大のものに限る。）

(二六) 関税率表第一九〇一・九〇号の二の三のAに掲げる物品及び同号の二の三のBに掲げる物品（小売用の容器入りにしたもの（容器とももの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）を除く。）のうち、小麦粉調製品

(二七) 関税率表第一九〇二・一九号の二に掲げる物品のうちうどん、

---

	<p>そうめん及びそば</p> <p>(二八) 関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のⅢの(Ⅱ)に掲げる物品(砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のものを除く。)</p> <p>(二九) 関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(b)のイに掲げる物品</p>

(経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令の一部改正)

第五条 経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令(平成二十六年政令第三

百九十四号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

三 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定

第四条第一項中「第二条第一号」の下に「及び第三号」を加え、同条第二項中「四十五日」を「次の各号に掲げる経済連携協定の区分に応じ当該各号に定める期間」に改め、同項ただし書中「前項の」を「当

該」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二条第一号に掲げる経済連携協定 四十五日

二 第二条第三号に掲げる経済連携協定 十月

第六条第二項中「第二条第二号」の下に「及び第三号」を加え、同条第四項中「第五条第一項及び第二項」を「第五条第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「（その写しを含む。）」は、次に掲げる書類を「は、次に掲げる書類（その写しを含む。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第五条第一項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる経済連携協定の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 第二条第一号及び第二号に掲げる経済連携協定 五年

二 第二条第三号に掲げる経済連携協定 四年

附 則

（施行期日）

1 この政令は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の効力発生の日（以下「発効日」という。）から施行する。

（発効日の属する年度における関税暫定措置法施行令第十九条の九の規定の適用）

2 発効日の属する年度に限り、第二条の規定による改正後の関税暫定措置法施行令第十九条の九の規定の適用については、同条中「四十二の項」とあるのは「三十七の項から四十二の項まで」と、「とする」とあるのは「（同表の三十七の項から四十一の項までの下欄に掲げる物品にあつては欧州連合協定の効力発生の日、同表の四十二の項の下欄に掲げる物品にあつては同日又はその年度の十二月一日のいずれか遅い日）とする」とする。

（経過措置）

3 第三条の規定による改正後の国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定は、発効日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で発効日以後に締結されるものに関する事務については、適用しない。